

議案第5号

令和8年度

皆野・長瀬下水道組合
下水道事業会計予算書

目 次

1 予 算 書

(1) 令和8年度皆野・長瀬下水道組合下水道事業会計予算	1 頁
------------------------------	-----

2 予算に関する説明

(1) 令和8年度皆野・長瀬下水道組合下水道事業会計予算実施計画	5 頁
(2) 令和8年度皆野・長瀬下水道組合下水道事業会計 予定キャッシュ・フロー計算書 (令和8年4月1日から令和9年3月31日まで)	9 頁
(3) 給与費明細書	10 頁
(4) 債務負担行為に関する調書	14 頁
(5) 令和8年度皆野・長瀬下水道組合下水道事業会計予定貸借対照表 (令和9年3月31日)	15 頁
(6) 令和8年度注記表	17 頁
(7) 令和7年度皆野・長瀬下水道組合下水道事業会計予定損益計算書 (令和7年4月1日から令和8年3月31日まで)	19 頁
(8) 令和7年度皆野・長瀬下水道組合下水道事業会計予定貸借対照表 (令和8年3月31日)	20 頁
(9) 令和7年度注記表	22 頁

令和8年度 皆野・長瀬下水道組合下水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和8年度下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 公共下水道事業

水洗化世帯数	3,691 世帯
年間有収水量	791,000 m ³
一日平均有収水量	2,167 m ³
主要な建設改良事業	
ア 管渠布設事業	32,012 千円
イ ポンプ場建設事業	10,500 千円
ウ 処理場建設事業	63,000 千円

(2) 公共浄化槽事業

公共浄化槽設置数	280基 (うち当年度設置予定基数20基)
主要な建設改良事業	
ア 公共浄化槽設置事業	20,369 千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入
第1款 公共下水道事業収益		521,197 千円
第1項 営業収益		110,642 千円
第2項 営業外収益		410,555 千円
第2款 公共浄化槽事業収益		34,519 千円
第1項 営業収益		14,353 千円
第2項 営業外収益		20,166 千円
収益的収入合計		555,716 千円
	支	出
第1款 公共下水道事業費用		521,197 千円
第1項 営業費用		494,835 千円
第2項 営業外費用		25,362 千円
第3項 予備費		1,000 千円
第2款 公共浄化槽事業費用		34,519 千円
第1項 営業費用		32,998 千円
第2項 営業外費用		521 千円
第3項 予備費		1,000 千円
収益的支出合計		555,716 千円

(資本的収入及び支出)

第 4 条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 271,740千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額5,124千円、過年度分損益勘定留保資金200,606千円、当年度分損益勘定留保資金 66,010千円で補填するものとする。)

収	入
第 1 款 公共下水道事業資本的収入	131,072 千円
第 1 項 企 業 債	54,200 千円
第 2 項 出 資 金	25,000 千円
第 3 項 補 助 金	46,050 千円
第 4 項 分 担 金	5,820 千円
第 5 項 負 担 金	1 千円
第 6 項 寄 附 金	1 千円
第 2 款 公共浄化槽事業資本的収入	23,344 千円
第 1 項 企 業 債	7,900 千円
第 2 項 出 資 金	3,000 千円
第 3 項 補 助 金	9,147 千円
第 4 項 分 担 金	2,190 千円
第 5 項 負 担 金	1,107 千円
資本的収入合計	154,416 千円
支	出
第 1 款 公共下水道事業資本的支出	401,312 千円
第 1 項 建設改良費	105,512 千円
第 2 項 企業債償還金	294,799 千円
第 3 項 受益者分担金返還金	1 千円
第 4 項 予 備 費	1,000 千円
第 2 款 公共浄化槽事業資本的支出	24,844 千円
第 1 項 建設改良費	20,369 千円
第 2 項 企業債償還金	2,473 千円
第 3 項 設置費分担金返還金	1 千円
第 4 項 追加工事負担金返還金	1 千円
第 5 項 投 資	1,000 千円
第 6 項 予 備 費	1,000 千円
資本的支出合計	426,156 千円

(債務負担行為)

第 5 条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
水洗便所改造資金融資 あっせんに伴う利子補給 (令和8年度)	令和8年度から令和12年度	利子補給相当額
水洗便所改造資金融資 あっせんに伴う金融機関に 対する損失補償(令和8年度)	令和8年度から令和12年度	元金、利子及び延滞利子に対する 損失補償額
長瀬浄化センター 放流水 全窒素全リン測定業務委託	令和8年度から令和9年度	2, 3 9 4 千円
会計兼ファイルサーバー及 び職員用PC9台等賃借	令和8年度から令和10年度	8, 1 9 4 千円
受益者分担金兼給与 サーバー等賃借	令和8年度から令和11年度	3, 4 3 8 千円
皆野・長瀬下水道組合 長瀬浄化センター等 施設維持管理業務委託	令和8年度から令和10年度	9 0, 0 0 0 千円

(企業債)

第 6 条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法
公共下水道事業	千円 5 4, 2 0 0	証書借入と する	年利3.0% 以内とする	借入先の融資条件による。た だし、企業財政その他の都合に より繰上償還又は借り換える ことができる。
公共浄化槽事業	7, 9 0 0	同 上	同 上	同 上

(一時借入金)

第 7 条 一時借入金の限度額は、50,000 千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第 8 条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおり定める。

(1) 営業費用及び営業外費用の間の流用

(議会の議決を経なければ流用のできない経費)

第 9 条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、
又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければなら
ない。

(1) 職員給与費

70,941 千円

(他会計からの補助金)

第 10 条 建設改良工事に要した企業債の利子償還等のため、一般会計からこの会計へ補助を受ける額は、次のとおり定める。

- | | |
|---------|------------|
| (1) 皆野町 | 182,591 千円 |
| (2) 長瀬町 | 203,218 千円 |

令和 8 年 3 月 1 6 日 提出

皆野・長瀬下水道組合 管理者 黒澤 栄則

令和8年度 皆野・長瀬下水道組合下水道事業会計予算実施計画

収益的収入

(消費税込み 単位：千円)

款	項	目	予定額	備考
1 公共下水道			521,197	
事業収益	1 営業収益		110,642	
		1 公共下水道使用料	110,596	
		2 その他営業収益	46	指定工事店登録手数料20・指定工事店更新手数料5・雑収益21
	2 営業外収益		410,555	
		1 受取利息及び配当金	200	預金利息
		2 他会計補助金	372,962	皆野町負担金 総務管理分 22,472 (均等割) 公共下水道分 152,807 (区域面積割46.585%) 長瀬町負担金 総務管理分 22,472 (均等割) 公共下水道分 175,211 (区域面積割53.415%)
		3 長期前受金戻入	36,391	国庫補助金33,557・工事負担金20・受益者分担金2,787・工事分担金27
		4 消費税還付金	1,000	
		5 雑収益	2	延滞金・加算金1・その他雑収益1
2 公共浄化槽			34,519	
事業収益	1 営業収益		14,353	
		1 公共浄化槽使用料	6,884	
		2 公共浄化槽清掃手数料	7,469	
	2 営業外収益		20,166	
		1 受取利息及び配当金	46	
		2 他会計補助金	12,847	皆野町負担金 公共浄化槽分 7,312 (前前年度末の設置基数割144/253 56.917%) 長瀬町負担金 公共浄化槽分 5,535 (前前年度末の設置基数割109/253 43.083%)
		3 県費補助金	3,960	転換に対する住民への補助金
		4 長期前受金戻入	3,303	国庫補助金2,019・県補助金327・一般会計負担金35・工事分担金922
		5 消費税還付金	10	

収益の支出

(単位：千円)

款	項	目	予定額	備考
1 公共下水道 事業費用			521,197	
	1 営業費用		494,835	
		1 議会費	788	報酬268・備消耗品費3・印刷製本費457等
		2 総務管理費	44,156	備消耗品費781・委託料1,802・賃借料4,957等
		3 管渠費	3,468	委託料1,032・賃借料838・修繕費1,260等
		4 ポンプ場費	8,486	光熱水費6,258・委託料564・修繕費1,010等
		5 処理場費	103,784	光熱水費16,563・委託料55,676・修繕費2,986 ・薬品費8,786等
		6 普及促進費	1	補償費
		7 業務費	18,118	報償費540・委託料9,507等
		8 減価償却費	314,741	有形固定資産減価償却費（定額法）
		9 資産減耗費	1,293	固定資産除却費
	2 営業外費用		25,362	
		1 支払利息及び 企業債取扱諸費	24,950	企業債利息24,825・借入金利息125
		2 補助金	401	排水設備工事補助金400・改造資金利子補給1
		3 納付消費税	1	
		4 雑支出	10	使用料過年度払出金
	3 予備費		1,000	
	1 予備費	1,000		
2 公共浄化槽 事業費用			34,519	
	1 営業費用		32,998	
		1 公共浄化槽管理費	27,764	委託料11,954・手数料2,831・補助金4,110等
		2 減価償却費	5,233	有形固定資産減価償却費（定額法）
		3 資産減耗費	1	固定資産除却費
	2 営業外費用		521	
		1 支払利息及び 企業債取扱諸費	520	企業債利息520
		2 納付消費税	1	
	3 予備費		1,000	
		1 予備費	1,000	

資本的収入

(消費税込み 単位：千円)

款	項	目	予定額	備考	
1 公共下水道事業			131,072		
	資本的収入	1 企業債		54,200	
			1 企業債	54,200	
		2 出資金		25,000	
			1 他会計出資金	25,000	皆野町出資金 11,646 (区域面積割46.585%) 長瀬町出資金 13,354 (区域面積割53.415%)
		3 補助金		46,050	
			1 補助金	46,050	国庫補助金
		4 分担金		5,820	
			1 受益者分担金	5,820	
		5 負担金		1	
			1 工事負担金	1	
		6 寄附金		1	
	1 寄附金	1	区域外流入協力金		
2 公共浄化槽事業			23,344		
	資本的収入	1 企業債		7,900	
			1 企業債	7,900	
		2 出資金		3,000	
			1 他会計出資金	3,000	皆野町負担金 公共浄化槽分 1,708 (前前年度末の設置基数割144/253 56.917%) 長瀬町負担金 公共浄化槽分 1,292 (前前年度末の設置基数割109/253 43.083%)
		3 補助金		9,147	
			1 補助金	9,147	国庫補助金6,747・県補助金2,400
		4 分担金		2,190	
			1 設置費分担金	2,190	20基分
		5 負担金		1,107	
	1 追加工事負担金	1,107	4基分		

資 本 的 支 出

(単位：千円)

款	項	目	予定額	備 考	
1 公共下水道事業	資本的支出		401,312		
		1 建設改良費	105,512		
			1 管渠布設費	32,012	委託料9,600・工事請負費17,200等
			2 ポンプ場建設費	10,500	機器類特別調査500・マンホールポンプ更新工事10,000
			3 処理場建設費	63,000	委託料1,000・工事請負費62,000
			4 固定資産購入費	0	
		2 企業債償還金	294,799		
			1 企業債償還金	294,799	
		3 受益者分担金返還金	1		
			1 受益者分担金返還金	1	
	4 予 備 費	1,000			
		1 予 備 費	1,000		
2 公共浄化槽事業	資本的支出		24,844		
		1 建設改良費	20,369		
			1 公共浄化槽設置費	20,369	20基分
		2 企業債償還金	2,473		
			1 企業債償還金	2,473	
		3 設置費分担金返還金	1		
			1 設置費分担金返還金	1	
		4 追加工事負担金返還金	1		
			1 追加工事負担金返還金	1	
		5 投 資	1,000		
		1 基金造成費	1,000	浄化槽整備基金積立金	
	6 予 備 費	1,000			
	1 予 備 費	1,000			

令和8年度 皆野・長瀬下水道組合下水道事業会計
 予定キャッシュ・フロー計算書(間接法)

(令和8年4月1日 から 令和9年3月31日 まで)

(消費税抜き 単位：円)

1 業務活動によるキャッシュ・フロー

当年度純利益	1,533,000
減価償却費	319,974,000
固定資産の除却及び減損損失	1,294,000
貸倒引当金の増減額(△は減少)	△ 215,000
賞与引当金の増減額(△は減少)	△ 2,000
長期前受金戻入額	△ 39,694,000
受取利息及び受取配当金	△ 246,000
支払利息及び企業債取扱諸費	25,470,000
未収金の増減額(△は増加)	△ 4,046,000
未払金の増減額(△は減少)	1,300,000
小計	305,368,000
受取利息及び受取配当金	246,000
支払利息及び企業債取扱い諸費	△ 25,470,000
業務活動によるキャッシュ・フロー	280,144,000

2 投資活動によるキャッシュ・フロー

有形固定資産の取得による支出	△ 112,816,000
分担金及び負担金等の返還による支出	△ 3,000
国庫補助金等による収入	64,315,000
寄附金による収入	1,000
基金の造成による支出	△ 1,000,000
特定収入に係る消費税相当調整額	△ 5,846,000
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 55,349,000

3 財務活動によるキャッシュ・フロー

建設改良費等の財源に充てるための企業債による収入	62,100,000
建設改良費等の財源に充てるための企業債の償還による支出	△ 297,272,000
他会計からの出資による収入	28,000,000
財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 207,172,000

資金増加額(又は減少額)	17,623,000
資金期首残高	423,526,127
資金期末残高	441,149,127

給 与 費 明 細 書

1 総 括

区 分		職 員 数		給 与 費					法定福利費 (千円)	合 計 (千円)
		特別職 (人)	一般職 (人)	報 酬 (千円)	給 料 (千円)	賃 金 (千円)	手 当 (千円)	合 計 (千円)		
本 年 度	損 益 勘 定 支 弁 職 員	15	8	346	32,048	0	20,190	52,584	13,495	66,079
	資 本 勘 定 支 弁 職 員	0	1	0	2,878	0	1,532	4,410	798	5,208
	合 計	15	9	346	34,926	0	21,722	56,994	14,293	71,287
前 年 度	損 益 勘 定 支 弁 職 員	15	8	346	30,590	0	19,844	50,780	12,686	63,466
	資 本 勘 定 支 弁 職 員	0	1	0	2,676	0	1,343	4,019	706	4,725
	合 計	15	9	346	33,266	0	21,187	54,799	13,392	68,191
比 較	損 益 勘 定 支 弁 職 員	0	0	0	1,458	0	346	1,804	809	2,613
	資 本 勘 定 支 弁 職 員	0	0	0	202	0	189	391	92	483
	合 計	0	0	0	1,660	0	535	2,195	901	3,096
手 当 の 比 較	区 分	管 理 職 扶 手 当 手	養 住 居 児 童 当 手 当 手	通 勤 超 過 勤 手 当 手 当 手	宿 日 直 手 当 当 当	管 理 職 特 手 当 手 当	期 末 勤 勉 手 当			
		(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)
	本 年 度	1,656	156	282	120	450	600	360	60	16,566
	前 年 度	1,656	708	528	240	535	720	360	60	15,665
	比 較	0	△ 552	△ 246	△ 120	△ 85	△ 120	0	0	901
	区 分	退 給 付 職 地 金 手 域 当 当								合 計
		(千円)								(千円)
本 年 度	0	1,472							21,722	
前 年 度	0	715							21,187	
比 較	0	757							535	

※本年度の期末勤勉手当には、翌年度6月期末勤勉手当のうち、本年度発生額である賞与引当金として5,051千円、法定福利費引当金として1,054千円が含まれています。

2 給料及び手当の増減額の明細

区 分	増減額 (千円)	増 減 事 由 別 内 訳 (千円)		備 考
給 料	1,660	給与改定に伴う増減分	1,175	・月額給料改定
		昇給に伴う増減分	723	・平均昇給率 2.26 % ・月平均昇給額 6,690 /月 ×12ヶ月×職員数 9人
		その他増減分	△ 238	・職員の異動に伴う減
手 当	535	手当改定に伴う増減分	574	・期末・勤勉手当の率の改定 (4.60→4.65) ・地域手当の支給(2%→4%) ・扶養手当の見直し等
		制度改正に伴う増減分	0	
		その他増減分	△ 39	・職員の異動に伴う減

3 給料及び手当の状況

(1) 職員1人当たりの給与

区 分		全 職 種
令和8年1月1日現在	平均給料月額 (円)	232,944
	平均給与月額 (円)	260,195
	平均年齢 (歳)	35.0
令和7年1月1日現在	平均給料月額 (円)	289,711
	平均給与月額 (円)	327,310
	平均年齢 (歳)	43.2

(2) 初任給

区 分	全 職 種 (円)	一般会計の制度 (行政職)	
		皆 野 町 (円)	長 瀨 町 (円)
高 校 卒	200,300	200,300	200,300
大 学 卒	232,000	232,000	232,000

(3) 級別職員数

区 分	全 職 種		
	級	職 員 数 (人)	構 成 比 (%)
令和8年1月1日現在	1 級	1	14.3
	2 級	3	42.8
	3 級	1	14.3
	4 級	0	0.0
	5 級	1	14.3
	6 級	1	14.3
	計	7	100.0
令和7年1月1日現在	1 級	2	22.2
	2 級	3	33.4
	3 級	0	0.0
	4 級	1	11.1
	5 級	2	22.2
	6 級	1	11.1
	計	9	100.0

(級別の標準的な職務内容)

区 分	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
全 職 種	主 事 技 師	主 任	主 査	主 幹	局 長 ・ 次 長 調 整 幹 課 長 副 参 事	局 長

(4) 期末手当・勤勉手当

区 分		支 給 期 別 支 給 率			職制上の段 階、職務の 級等による 加算措置の 有 無	備 考
		6月 (月分)	12月 (月分)	支給率計 (月分)		
本年度	再任用職員	1.225	1.225	2.450	有	
	一般職員	2.325	2.325	4.650		
前年度	再任用職員	1.200	1.200	2.400	有	
	一般職員	2.300	2.300	4.600		
一般会計の 制度	皆野町	再任用職員	1.225	1.225	有	
		一般職員	2.325	2.325		
	長瀬町	再任用職員	1.225	1.225	有	
		一般職員	2.325	2.325		

(5) 定年退職及び勸奨退職に係る退職手当

区 分		20年勤続の者 (月分)	25年勤続の者 (月分)	35年勤続の者 (月分)	最高限度 (月分)	備 考
支給率等		24.586875	33.27075	47.70900	47.70900	
一般会計の制度	皆野町	24.586875	33.27075	47.70900	47.70900	
	長瀬町	24.586875	33.27075	47.70900	47.70900	

(6) その他手当

区 分	一般会計の制度との異同		差異の内容		備 考
	皆野町	長瀬町	皆野町	長瀬町	
扶養手当	同じ	同じ			
住居手当	同じ	同じ			
通勤手当	同じ	同じ			

債務負担行為に関する調書

(単位：千円)

事 項	限度額	前年度末までの 支払義務発生（見込）額		当該年度以降の 支払義務発生予定額		左の財源内訳（千円）	
		期間	金額	期間	金額	他会計補助 金	使用料
長瀬浄化センター 放流水全窒素全リン測 定業務委託	8,448	令和4年度 から 令和7年度	6,054	令和8年度 から 令和9年度 まで	2,394	***	2,394
会計兼ファイルサー バー及び職員用PC9台 等賃借	14,461	令和5年度 から 令和7年度	6,266	令和8年度 から 令和10年度 まで	8,195	***	8,195
受益者分担金兼給与 サーバー等賃借	4,389	令和6年度 から 令和7年度	951	令和8年度 から 令和11年度 まで	3,438	***	3,438
皆野・長瀬下水道組合 長瀬浄化センター等 施設維持管理業務委託	90,000	令和8年度 から 令和10年度	0	令和8年度 から 令和10年度 まで	90,000	***	90,000

令和8年度 皆野・長瀬下水道組合下水道事業会計
 予定貸借対照表

(令和9年3月31日)

(消費税抜き 単位：円)

資 産 の 部

1 固 定 資 産

(1) 有形固定資産

イ 土 地 566,709,698

ロ 建 物 2,058,754,738

減価償却累計額 △ 1,323,497,382 735,257,356

ハ 構 築 物 12,191,639,010

減価償却累計額 △ 6,033,811,371 6,157,827,639

ニ 機械及び装置 2,816,518,333

減価償却累計額 △ 2,136,113,547 680,404,786

ホ 車両運搬具 4,492,491

減価償却累計額 △ 4,265,261 227,230

ヘ 工具器具及び備品 18,288,795

減価償却累計額 △ 14,456,277 3,832,518

ト 建設仮勘定 37,107,249

有形固定資産合計 8,181,366,476

(2) 投資その他の資産

イ 基 金 18,000,000

投資その他の資産合計 18,000,000

固定資産合計 8,199,366,476

2 流 動 資 産

(1) 現金預金 441,149,127

(2) 未 収 金 29,714,000

貸倒引当金 △ 180,895 29,533,105

流動資産合計 470,682,232

資産合計 8,670,048,708

(消費税抜き 単位：円)

負債の部

3 固定負債

(1) 企業債

イ 建設改良等の財源に充てるための企業債	1,293,501,787	
企業債合計		1,293,501,787

(2) 引当金

イ 退職給付引当金	7,543,884	
ロ 特別修繕引金	42,000,000	
引当金合計		49,543,884
固定負債合計		1,343,045,671

4 流動負債

(1) 企業債

イ 建設改良等の財源に充てるための企業債	413,879,192	
企業債合計		413,879,192

(2) 未払金

11,158,000

(3) 引当金

イ 賞与引当金	6,105,000	
引当金合計		6,105,000
流動負債合計		431,142,192

5 繰延収益

(1) 長期前受金

1,147,618,535

収益化累計額	△ 307,016,401	840,602,134
繰延収益合計		840,602,134
負債合計		2,614,789,997

資本の部

6 資本金

5,954,315,287

7 剰余金

(1) 利益剰余金

イ 当年度未処分利益剰余金	100,943,424	
利益剰余金合計		100,943,424
剰余金合計		100,943,424

資本合計	6,055,258,711
------	---------------

負債資本合計	8,670,048,708
--------	---------------

令和8年度注記表

I. 重要な会計方針

公共下水道事業は平成26年度、公共浄化槽事業は令和5年度より地方公営企業会計基準を適用して、財務諸表等を作成している。

1 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

- ・減価償却の方法は、定額法による。
- ・主な耐用年数

建物	13～50年
構築物	28～50年
機械及び装置	8～20年
車両運搬具	4～5年
工具、器具及び備品	5～8年

2 引当金の計上方法

(1) 退職給付引当金

当年度末における職員に対する退職手当の要支給額から、埼玉県市町村総合事務組合における積立金相当額を控除した金額を計上している。

(2) 賞与引当金及び法定福利費引当金

職員の期末・勤勉手当の支給及びこれに係る法定福利費の支払に備えるため、当年度末における支給見込額に基づき、当年度の負担に属する額（12月から3月までの4か月分）を計上している。

なお、法定福利費引当金は、賞与引当金計上額に含まれている。

(3) 貸倒引当金

債権の不納欠損による損失に備えるため、貸倒実績率等による回収不能見込額を計上している。

3 消費税及び地方消費税の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっている。

II. 予定キャッシュフロー計算書等関連

重要な非資金取引

令和8年度における重要な非資金取引はない。

III. 予定貸借対照表等関連

1 企業債の償還に係る他会計の負担

貸借対照表に計上されている企業債（当該年度末の翌日から起算して1年以内に償還予定のものも含む）のうち、他会計が負担すると見込まれる額は569,126,993円である。

2 引当金の取り崩し

(1) 賞与引当金及び法定福利費引当金の取り崩し

令和7年6月において、期末・勤勉手当の支給並びにこれに係る法定福利費の支払をするため、賞与引当金及び法定福利費引当金5,642,000円を取り崩す。

(2) 貸倒引当金の取り崩し

令和8年度において、債権の不能欠損に充当するため貸倒引当金437,000円を取り崩す。

IV. セグメント情報の開示

セグメントの概要

皆野・長瀬下水道組合下水道事業は、公共下水道事業及び公共浄化槽事業の2つを報告セグメントとしている。

なお、各報告セグメントに属する事業の内容は、以下のとおりである。

事業区分	事業の内容
公共下水道事業	公共下水道事業計画区域内における汚水の処理
公共浄化槽事業	公共下水道事業計画区域外の汚水の処理

V. 減損損失

1 グループिंगの方法

下水道事業に使用している固定資産については、汚水排水から汚水浄化処理まですべての資産が一体となってキャッシュ・フローを生成していることから、全体を1つの資産グループとしている。

2 減損の兆候について

減損の兆候は見られない。

VI. リース契約により使用する固定資産

リース会計に係る特例措置

所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっている。

VII. その他の注記

1 修繕引当金に関する経過措置

平成27年3月31日以前に引き当てられたものについては、引き続き従前の例により取り崩すこととする。

2 受益者分担金の経理方法

資本的収入の受益者分担金は、貸借対照表上の長期前受金を構成することから現金主義を採用し収納時に調定を行っている。(地方公営企業法施行令第9条第6項)

令和7年度 皆野・長瀬下水道組合下水道事業会計
 予定損益計算書

(令和7年4月1日 から 令和8年3月31日 まで)

(消費税抜き 単位：円)

1 営業収益			
(1) 公共下水道使用料	99,696,000		
(2) 公共浄化槽使用料	5,700,000		
(3) 公共浄化槽清掃手数料	6,624,000		
(4) その他営業収益	152,000	112,172,000	
<hr/>			
2 営業費用			
(1) 議会費	879,000		
(2) 総務管理費	43,752,000		
(3) 公共浄化槽管理費	22,470,000		
(4) 管渠費	10,664,000		
(5) ポンプ場費	8,028,000		
(6) 処理場費	58,093,000		
(7) 普及促進費	1,000		
(8) 業務費	18,145,000		
(9) 減価償却費	321,982,000		
(10) 資産減耗費	2,000	484,016,000	
<hr/>			
営業利益 (△の場合営業損失)			△ 371,844,000
3 営業外収益			
(1) 受取利息及び配当金	50,000		
(2) 他会計補助金	358,291,000		
(3) 県費補助金	1,100,000		
(4) 長期前受金戻入	40,397,000		
(5) 雑収益	2,000	399,840,000	
<hr/>			
4 営業外費用			
(1) 支払利息及び企業債取扱費	29,508,000		
(2) 補助金	401,000		
(3) 雑支出	9,000	29,918,000	369,922,000
<hr/>			
経常利益 (△の場合経常損失)			△ 1,922,000
当年度純利益 (△の場合当年度純損失)			△ 1,922,000
前年度繰越利益剰余金			101,332,424
その他未処分利益剰余金変動額			0
当年度未処分利益剰余金			<u>99,410,424</u>

令和7年度 皆野・長瀬下水道組合下水道事業会計
 予定貸借対照表

(令和8年3月31日)

(消費税抜き 単位：円)

資 産 の 部

1 固 定 資 産

(1) 有形固定資産

イ 土 地		566,709,698	
ロ 建 物	2,058,754,738		
減価償却累計額	△ 1,323,497,382	735,257,356	
ハ 構 築 物	12,096,371,078		
減価償却累計額	△ 5,713,837,371	6,382,533,707	
ニ 機械及び装置	2,816,518,333		
減価償却累計額	△ 2,136,113,547	680,404,786	
ホ 車両運搬具	4,492,491		
減価償却累計額	△ 4,265,261	227,230	
ヘ 工具器具及び備品	18,288,795		
減価償却累計額	△ 14,456,277	3,832,518	
ト 建設仮勘定		18,758,181	
有形固定資産合計		8,387,723,476	

(2) 投資その他の資産

イ 基 金		17,000,000	
投資その他の資産合計		17,000,000	
固定資産合計			8,404,723,476

2 流 動 資 産

(1) 現金預金		423,526,127	
(2) 未 収 金	25,668,000		
貸倒引当金	△ 395,895	25,272,105	
流動資産合計			448,798,232
資産合計			8,853,521,708

負債の部

(消費税抜き 単位：円)

3 固定負債

(1) 企業債

イ 建設改良等の財源に充てるための企業債	1,588,018,609	
企業債合計		1,588,018,609

(2) 引当金

イ 退職給付引当金	7,543,884	
ロ 特別修繕引当金	42,000,000	
引当金合計		49,543,884
固定負債合計		1,637,562,493

4 流動負債

(1) 企業債

イ 建設改良等の財源に充てるための企業債	354,534,370	
企業債合計		354,534,370

(2) 未払金

8,228,000

(3) 引当金

イ 賞与引当金	5,642,000	
引当金合計		5,642,000

流動負債合計		368,404,370
--------	--	-------------

5 繰延収益

(1) 長期前受金

1,089,151,535

収益化累計額	△ 267,322,401	821,829,134
--------	---------------	-------------

繰延収益合計		821,829,134
--------	--	-------------

負債合計		2,827,795,997
------	--	---------------

資本の部

6 資本金

5,926,315,287

7 剰余金

(1) 利益剰余金

イ 当年度未処分利益剰余金	99,410,424	
---------------	------------	--

利益剰余金合計		99,410,424
---------	--	------------

剰余金合計		99,410,424
-------	--	------------

資本合計		6,025,725,711
------	--	---------------

負債資本合計		8,853,521,708
--------	--	---------------

令和7年度注記表

I. 重要な会計方針

平成26年度より、改定後の地方公営企業会計基準を適用して、財務諸表等を作成している。

1 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産

・減価償却の方法は、定額法による。

・主な耐用年数

建物	13～50年
構築物	28～50年
機械及び装置	8～20年
車両運搬具	4～5年
工具、器具及び備品	5～8年

2 引当金の計上方法

(1) 退職給付引当金

当年度末における職員に対する退職手当の要支給額から、埼玉県市町村総合事務組合における積立金相当額を控除した金額を計上している。

(2) 賞与引当金及び法定福利費引当金

職員の期末・勤勉手当の支給及びこれに係る法定福利費の支払に備えるため、当年度末における支給見込額に基づき、当年度の負担に属する額（12月から3月までの4か月分）を計上している。

なお、法定福利費引当金は、賞与引当金計上額に含まれている。

(3) 貸倒引当金

債権の不納欠損による損失に備えるため、貸倒実績率等による回収不能見込額を計上している。

3 消費税及び地方消費税の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっている。

II. 予定キャッシュフロー計算書等関連

重要な非資金取引

令和7年度における重要な非資金取引はない。

III. 予定貸借対照表等関連

1 企業債の償還に係る他会計の負担

貸借対照表に計上されている企業債（当該年度末の翌日から起算して1年以内に償還予定のものも含む）のうち、他会計が負担すると見込まれる額は647,517,660円である。

2 引当金の取り崩し

(1) 賞与引当金及び法定福利費引当金の取り崩し

令和7年6月において、期末・勤勉手当の支給並びにこれに係る法定福利費の支払をするため、賞与引当金及び法定福利費引当金4,502,000円を取り崩す。

(2) 貸倒引当金の取り崩し

令和7年度において、債権の不能欠損に充当するため貸倒引当金401,000円を取り崩す。

IV. セグメント情報の開示

セグメントの概要

皆野・長瀬下水道組合下水道事業は、公共下水道事業及び公共浄化槽事業の2つを報告セグメントとしている。

なお、各報告セグメントに属する事業の内容は、以下のとおりである。

事業区分	事業の内容
公共下水道事業	公共下水道事業計画区域内における汚水の処理
公共浄化槽事業	公共下水道事業計画区域外の汚水の処理

V. 減損損失

1 グルーピングの方法

下水道事業に使用している固定資産については、汚水排水から汚水浄化処理まですべての資産が一体となってキャッシュ・フローを生成していることから、全体を1つの資産グループとしている。

2 減損の兆候について

減損の兆候は見られない。

VI. リース契約により使用する固定資産

リース会計に係る特例措置

所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっている。

VII. その他の注記

1 修繕引当金に関する経過措置

平成27年3月31日以前に引き当てられたものについては、引き続き従前の例により取り崩すこととする。

2 受益者分担金の経理方法

資本的収入の受益者分担金は、貸借対照表上の長期前受金を構成することから現金主義を採用し収納時に調定を行っている。（地方公営企業法施行令第9条第6項）